

外国人留学生の「外国人起業活動促進事業」の活用に係る明確化

(令和2年2月12日 出入国在留管理庁通知 入管庁政第19号)

見直し前

○大学、専修学校等に在学中の外国人留学生が、「外国人起業活動促進事業」を活用する場合、以下の2点が不明瞭であり、活用を躊躇することが想定。

- ①在学中の在留資格「留学」から「特定活動」（告示（※）第44号：外国人起業家）への変更の可否
- ②在留資格を「特定活動」（告示第44号：外国人起業家）に変更後も大学等に在学可能かどうか

※出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）

ニーズ

○外国人留学生が日本国内で起業活動を行うにあたり、学生のまま起業したいというニーズがある。

見直し後

○上記①、②について、以下のとおり、現行の取扱いを明確化。

- ①外国人留学生であっても、「外国人起業活動促進事業」に基づき地方公共団体から起業準備活動計画の確認を受けた場合において、起業活動が主たる活動となるときは、所定の要件を満たす限り、在留資格「留学」から「特定活動」（告示第44号：外国人起業家）への変更が可能
- ②在留資格を「特定活動」（告示第44号：外国人起業家）に変更後も、起業活動を行いながら、大学等への在学が可能

効果

○大学発ベンチャー等、外国人留学生の起業活動を促進。